

# 教育の質の向上のために学校の働き方改革にぜひ、ご協力を!

## 教育長メッセージ



◎岡山県教育委員会 教育長／鍵本 芳明

現在、社会全体で「働き方改革」への取組が進められていますが、教員の世界も例外ではありません。調査結果からも分かるとおり、教員の長時間勤務の改善は「待ったなし」の状況です。一方、保護者の方からは、「先生の業務が減ることで、子どもたちへの関わりが減り、教育に影響があるのではないか」という心配の声も聞きます。

「働き方改革」の目的は、「教育の質の向上」です。長時間勤務を改善し、教員が元気で意欲的に仕事に取り組むとともに、生み出した時間で多様な経験を積むことが、教育の効果を高めると考えます。これまで以上に、保護者・地域のみなさんと一緒になって、子どもたちの教育の質の向上に向けて取り組みたいと思いますので、学校現場の働き方改革の推進にご理解とご協力をお願いします。

## 1. 現状

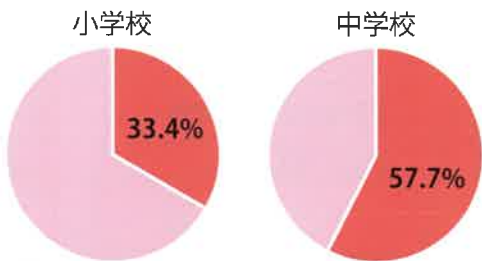
### 小学校の約3割、中学校の約6割の教員は、「過労死ライン相当」

### 教員の長時間勤務が深刻です

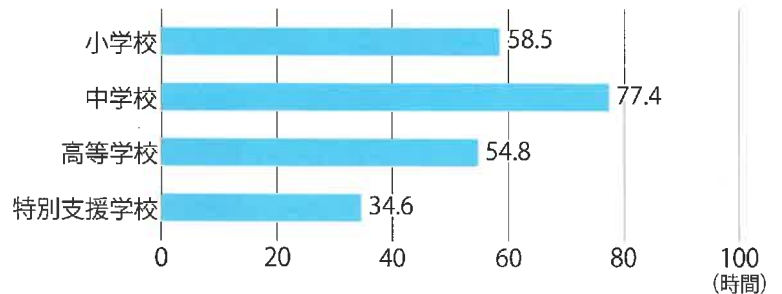
このままでは、児童生徒への教育にマイナスの影響が…

過60時間以上勤務する教員（月当たりの時間外勤務80時間以上の「過労死ライン」に相当）の割合

教員の月当たりの時間外勤務の平均（時間）



文部科学省「教員勤務実態調査」  
(平成28年10、11月実施)



岡山県教委「教員勤務実態調査」(平成30年6月実施)

## 2. 国の動き

### 国では、学校・教員の業務の在り方について考えています



基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>①登下校に関する対応</li> <li>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</li> <li>③学校徴収金の徴収・管理</li> <li>④地域ボランティアとの連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</li> <li>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</li> <li>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</li> <li>⑧部活動 (部活動指導員等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</li> <li>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</li> <li>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</li> <li>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</li> <li>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</li> <li>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</li> </ul>
<p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方(「中央教育審議会答申」(平成31年1月)から抜粋)

### 3. 県の動き

## 岡山県では、「部活動休養日等の徹底」や「勤務時間外の留守番電話導入」を進めています



#### ○部活動休養日等の徹底（適切な休養日等の設定）

##### ア 中学校段階

<休養日>週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする）

<活動時間>長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度

##### イ 高等学校段階

<休養日>原則、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする）

ただし、設定が困難な場合は1日以上（週末のいずれかは原則として休養日に当てる）

<活動時間>原則、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度。

ただし、原則を超える場合は、平日3時間程度、休業日4時間程度を上限。週当たりの上限は16時間程度。

○オフシーズン…長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

○文化部…当面、本方針に準ずる。 ○私立学校…本方針を参考にする。

※詳しくは県教育庁保健体育課ホームページをご覧ください。

岡山県運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）から抜粋

#### ○勤務時間外の留守番電話導入

平成31年3月現在、県立学校と12市町村で導入。うち7市町村は全校導入。

### 4. 先進的な取組

## 保護者・地域との連携・協働で、学校や教員の働き方が変わってきています

保護者・地域とともに  
ミーティングを実施  
(教員、保護者、地域住民、企業)



企画ミーティング



ワークショップ・熟議

学校主体から  
地域主体の  
行事へ移行



とんどまつり

地域学校協働本部の活動



校内パトロール



ワックスがけ



環境整備

子どもを見る目が増加  
(安全・安心)

個に応じた指導の充実

教員の時間的・精神的余裕

地域住民の学校への関心の高まり

教育の質の向上

教職員の負担軽減

(事例：浅口市立鴨方東小学校区)

#### コンサルタントからのメッセージ

●ワーク・ライフバランスコンサルタント/川上 陽子さん

「働き方改革」の目的は「教育の質の向上」です。鴨方東小学校のように、保護者、地域関係者と教員の連携・協働により、業務を分担することで、教員が「児童生徒と向き合う時間」や「専門性を高める自己研鑽の時間」を確保することができます。

また、教員にはいわゆる「残業代」が支払われておらず、放課後や土日の、部活動をはじめとする多くの業務は、教員のボランティアによるところが大きいです。

保護者・地域関係者のみなさん。学校とともに協議し、改革を進めることで、新しいアイデアが生まれ、また、コミュニケーションが増えることで、信頼関係が高まっていき、結果的に「教育の質の向上」につながるのです。



#### 保護者から

●浅口市立鴨方東小学校/保護者  
生き生きと、笑顔で明るく元気な先生が子どもに関わってくださると、保護者として安心して学校へ預けることができます。

この先も今と変わらず、先生方と地域の方や保護者が交わりながら、知恵を出し合い、前進していける環境が続くことを願っております。